

# 相模原市指導監査基準幼保連携型認定こども園編

令和5年度版

関係法令名等	略称	制定	改正日
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	幼保連携型認定こども園基準省令	平成26年4月30日	令和5年3月31日
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府令第39号)	特定教育・保育施設等運営基準府令	平成26年4月30日	令和5年3月31日
保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日 児発第302号)	なし	平成10年4月9日	平成21年7月9日
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日 こ成保38 5文科初第483号)	特定教育・保育等費用算定基準留意事項	令和5年5月19日	-
幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて(平成28年8月8日 府子本第555号 28文科初第682号 雇児発0808第1号)	雇児発0808第1号	平成28年8月8日	-
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日 府政共生第1104号 26文科初第891号 雇児発1128第2号)	幼保連携型認定こども園基準の運用上の取扱	平成26年11月28日	令和3年1月29日
「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について(令和5年2月9日 府子第90号 4文科初第2134号 子発0209第2号)	なし	令和5年2月9日	-
相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例(平成31年 相模原市条例第14号)	認定こども園基準条例	平成31年3月18日	令和5年3月31日
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年 法律第77号)	認定こども園法	平成18年6月15日	令和5年6月16日
学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)	なし	昭和33年4月10日	平成27年6月24日
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)	認定こども園法施行規則	平成26年7月2日	令和5年3月31日
教育職員免許法(昭和24年 法律第147号)	なし	昭和24年5月31日	令和4年6月17日
児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	なし	昭和22年12月12日	令和5年6月16日
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日 厚生省令第63号)	児童福祉施設基準省令	昭和23年12月29日	令和5年4月7日
学校保健安全法施行規則(昭和33年 文部省令第18号)	なし	昭和33年6月13日	令和5年4月28日
学校環境衛生基準(平成21年3月31日 文部科学省告示第60号)	なし	平成21年3月31日	令和4年5月9日

関係法令名等	略称	制定	改正日
消防法(昭和23年 法律第186号)	なし	昭和23年7月24日	令和5年6月16日
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	なし	昭和36年4月1日	令和5年5月31日
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号	平成16年5月31日	令和2年12月25日
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年9月1日 雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号)	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知	平成28年9月1日	-
児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日 雇児総発0909第2号)	児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	平成28年9月9日	-
水防法(昭和24年6月4日 法律第193号)	なし	昭和24年6月4日	令和5年5月31日
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日 法律第57号)	土砂災害防止法	平成12年5月8日	令和4年6月17日
幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)	なし	平成29年3月31日	-
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	なし	昭和36年3月25日	令和4年9月14日
相模原市消防訓練指導実施要綱(平成30年3月12日制定)	消防訓練実施要綱	平成30年4月1日	令和5年4月1日
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号)	なし	平成28年9月15日	-
相模原市暴力団排除条例(平成23年 相模原市条例第31号)	相模原市暴力団排除条例	平成23年12月26日	平成24年10月29日
相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例(平成31年 相模原市条例第15号)	特定教育・保育施設等基準条例	平成31年3月18日	令和元年7月1日
労働基準法(昭和22年 法律第49号)	なし	昭和22年4月7日	令和4年6月17日
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(平成27年12月7日 府子本第373号 27文科初第1136号 雇児発1207第1号)	幼保連携型認定こども園指導監査通知	平成27年12月7日	平成28年6月20日
学校教育法施行規則(昭和22年 文部省令第11号)	なし	昭和22年5月23日	令和5年3月31日
学校教育法施行令(昭和28年 政令第340号)	なし	昭和28年10月31日	令和4年12月28日

関係法令名等	略称	制定	改正日
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成26年政令第203号)	認定こども園法施行令	平成26年6月4日	令和5年3月30日
幼保連携型認定こども園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について(平成30年3月30日 府子本第315号 29初幼教第17号 子保発第330第3号)	幼保連携型認定こども園児指導要録通知	平成30年3月30日	-
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)	なし	平成12年5月24日	令和4年12月16日
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて(平成28年3月31日 府子本第192号 27文科幼第1789号 雇児保発0331号第3号)	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	平成28年3月31日	-
特定教育・保育施設等における事故の報告等について(令和5年4月1日 こ成安第2号 4教参学第21号)	事故報告等通知	令和5年4月1日	-
教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(令和2年6月12日 府子本第659号 2初幼教第10号 子少発0612第1号 子保発0612第1号)	プール活動等事故防止通知	令和2年6月12日	令和3年6月17日
児童福祉施設における事故防止について(昭和46年7月31日 児発第418号)	事故防止通知	昭和46年7月31日	-
「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について	重大事故防止策を考える有識者会議注意喚起	平成29年12月18日	-
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 社援施第65号)別添：大量調理施設衛生管理マニュアル	衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月31日	平成29年6月16日(大量調理施設衛生管理マニュアル)
児童福祉施設等における衛生管理等について(平成16年1月20日 雇児発第0120001号 障発0120005号)	なし	平成16年1月20日	-
労働安全衛生規則(昭和47年 労働省令第32号)	なし	昭和47年9月30日	令和5年4月24日
児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(平成27年3月31日 雇児発0331第1号 障発0331第16号)	食事の提供に関する援助及び指導通知	平成27年3月31日	-

関係法令名等	略称	制定	改正日
幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について(平成28年1月18日 府子本第448号 27文科初第1183号 雇児発第0118第3号)	なし	平成28年1月18日	-

#### 監査事項

- ・ 幼保⇒就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく指導監査に係る基準に関する事項
- ・ 特⇒子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の指導監査に係る基準に関する事項
- ・ 共⇒「幼保」及び「特」のいずれにも係る事項

#### 判定

- ・ B ⇒相模原市指導監査基準幼保連携型認定こども園編を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・ C ⇒相模原市指導監査基準幼保連携型認定こども園編を満たしていないものでB以外のもの

指導監査基準の「関係法令等」における表記について

認定こども園基準条例第6条の規定により幼保連携型認定こども園基準省令の例によるとされているもの及び特定教育・保育施設等基準条例第3条の規定により特定教育・保育施設等基準省令の例によるとされているものについては、当該基準省令の該当する条項を記載しています。

相模原市指導監査基準  
幼保連携型認定こども園編  
～ 管 理 運 営 ～

令和5年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 教育、保育を行う期間及び時間	1 教育、保育を行う期間及び時間の状況	幼保	次に掲げる要件を満たしていること。 1 満3歳以上の園児の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下っていないこと。 2 1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を基準としていること。ただし園児の心身の発達の過程や季節などに適切に配慮していること。 3 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し園長が定めていること。	幼保連携型認定こども園基準省令第9条	・教育、保育を行う期間及び時間が、要件を満たしていない。 ・一部要件を満たしていない。	C B
	2 利用定員に関する基準	特	認定こども園は、その利用定員の数を20人以上としていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第4条第1項	・利用定員が遵守されていない。	C
	3 区分ごとの利用定員	特	子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員になっていること。 ※3号認定子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	特定教育・保育施設等運営基準府令第4条第2項	・区分ごとの利用定員になっていない。	C
4 定員の遵守状況	特	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないこと。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	特定教育・保育施設等運営基準府令第22条	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っており、在籍園児数が留意事項通知の範囲を超えている。	C	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
			<p>[留意事項通知の定員を恒常的に超過する場合調整を受ける要件] 直前の連続する2年度間(1号)、又は5年度間(2・3号)常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある施設に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。</p> <p>(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)及び本通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>(注2) 年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定(1号)又は、保育認定(2・3号)を受けた利用子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定(1号)又は、保育認定(2・3号)に係る利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>[分園] 分園の規模については、「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日付け厚生省児童家庭局長通知)により設置される分園(以下「保育所分園」という。)の定員が原則として30人未満とされていることを踏まえ、適切な範囲に収まるよう留意すること。</p> <p>※「保育所分園」の定員 (1) 定員は原則30人未満とする。ただし、本園の規模や本園との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。 (2) 本園において定員内の受入れ枠があるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにすること。ただし、利用者の居住地付近に本園がない等やむを得ない事由があるときは前文に該当しない。</p>	<p>特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3㉔、別紙4㉔ 雇児発0808第1号 保育所分園の設置運営について</p>		

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 職員の配置基準 (1) 職員数	5 勤務体制の確保	特	教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第1項	・職員の勤務体制を定めていない。	C
	6 職員の専従状況	特	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第2項	・特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない。	C
	7 学級の編成状況	幼保	1 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとし、1学級の園児数は、35人以下を原則としていること。 2 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則としていること。	幼保連携型認定こども園基準省令第4条 幼保連携型認定こども園基準の運用上の取扱い	・学級を適正に編制していない。	B
	8 職員の選任の状況	幼保	1 各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を1人以上置いていること。特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 2 次に掲げる職員を置くよう努めていること。 (1) 副園長又は教頭 (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 (3) 事務職員	幼保連携型認定こども園基準省令第5条第1項、第2項、第5項	・保育教諭等を配置していない。 ・各学級に保育教諭等を1人以上配置していない(特別の事情がある場合を除く)。	C B



項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定				
9	職員の配置基準の遵守状況	幼保	教育及び保育に直接従事する職員の数は、次に掲げる園児の区分に応じ、それぞれに定める員数以上としていること(必要数の算定に当たっては、年齢別に、園児数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入)。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。	幼保連携型認定こども園基準省令第5条第3項、附則第8条 幼保連携型認定こども園基準の運用上の取扱い 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について 認定こども園基準条例附則第7項	・教育及び保育に直接従事する職員を適正に配置していない。	C				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(2) 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(3) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(4) 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 上記に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師のいずれかに該当する者であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>備考2 上記に定める員数は、園児の区分ごとに掲げる園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>備考3 上記の(3)及び(4)に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>備考4 園長が専任でない場合は、原則として上記に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>上記で定める職員については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって上記備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 なお、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>また、上記で定める職員について、看護師等をもって代える場合における看護師等の総数は、置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>※「「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正について」第二3. 看護師等の特例についてを遵守していること。</p>				園児の区分	員数	(1) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
園児の区分	員数									
(1) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人									
(2) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人									
(3) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人									
(4) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人									
10	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置状況	幼保	学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置していること。	認定こども園法第27条(準用学校保健安全法第23条)	・学校医等を配置していない。	C				

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 職員の資格	11 調理員の配置状況	幼保	調理員を配置していること。 ただし、調理業務の全部を委託している場合は、調理員を置かないことができる。また、監査事項19監査内容4の特例により、園外から調理し搬入している場合や、分園には、調理員を置かないことができる。	認定こども園基準条例第7条、附則第4項 雇児発0808第1号	・調理員を適正に配置していない。	C
	12 園長の資格保有状況	幼保	園長の資格は、教育職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法による保育士の登録を受けており、及び、認定こども園法施行規則第12条第1項第1号から第16号に掲げる教育職、児童福祉事業等の経験が5年以上あること。 ただし、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。	認定こども園法施行規則第12条、第13条 教育職員免許法第4条第2項 児童福祉法第18条の18第1項	・必要な資格を満たしていない。	C
	13 副園長及び教頭の資格保有状況	幼保	監査事項12の監査内容(園長の資格)は、副園長及び教頭の資格について準用する。 <資格の特例> 令和7年3月31日までは、監査事項12の監査内容(園長の資格)の「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。	認定こども園法施行規則第14条 幼保連携型認定こども園基準省令第5条第3項 附則第3条	・必要な資格を満たしていない。	C
	14 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)の資格保有状況	幼保	主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、教育職員免許法による幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法による保育士の登録を受けた者であること。 <資格の特例> 令和7年3月31日までは、上記にかかわらず教育職員免許法による幼稚園の教諭の普通免許状を有するもの又は児童福祉法による保育士の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。	認定こども園法第15条第1項、附則第5条第1項 教育職員免許法第4条第2項 児童福祉法第18条の18第1項	・必要な資格を満たしていない。	C
	15 主幹養護教諭及び養護教諭の資格保有状況	幼保	主幹養護教諭及び養護教諭は、教育職員免許法による養護教諭の普通免許状を有する者であること。	認定こども園法第15条第2項 教育職員免許法第4条第2項	・必要な資格を満たしていない。	C
16 主幹栄養教諭及び栄養教諭の資格保有状況	幼保	主幹栄養教諭及び栄養教諭は、教育職員免許法による栄養教諭の普通免許状を有する者であること。	認定こども園法第15条第3項 教育職員免許法第4条第2項	・必要な資格を満たしていない。	C	

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 施設及び設備の基準	17 助保育教諭及び講師 (助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)の資格保有状況	幼保	助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、教育職員免許法による幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、児童福祉法による保育士の登録を受けた者であること。 ＜資格の特例＞ 令和7年3月31日までは、上記にかかわらず教育職員免許法による幼稚園の助教諭の臨時免許状を有するものは、助保育教諭及び講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。	認定こども園法第15条第4項、附則第5条第2項 教育職員免許法第4条第4項	・必要な資格を満たしていない。	C
	18 養護助教諭の資格保有状況	幼保	養護助教諭は、教育職員免許法による養護助教諭の臨時免許状を有する者であること。	認定こども園法第15条第5項 教育職員免許法第4条第4項	・必要な資格を満たしていない。	C
	19 施設及び設備基準への適合状況	幼保	1 園舎の面積は、次の(1)と(2)を合算した面積以上であること。 (1) 次に掲げる学級数に応じて、それぞれに定める面積 ア 1学級 180㎡以上 イ 2学級以上 $320\text{㎡} + 100\text{㎡} \times (\text{学級数} - 2)$ (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次により算定した面積 ア $3.3\text{㎡}$ に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た乳児室の面積 イ $3.3\text{㎡}$ に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得たほふく室の面積 ウ $1.98\text{㎡}$ に満2歳以上の園児数を乗じて得た保育室又は遊戯室の面積  2 園庭の面積は、次の(1)と(2)を合算した面積以上であること。 (1) 次に掲げるアとイの面積のいずれか大きい面積 ア 2学級以下 $330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ 3学級以上 $400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$ イ $3.3\text{㎡}$ に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 (2) $3.3\text{㎡}$ に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積	幼保連携型認定こども園基準省令第6条、第7条、第8条、第13条(準用児童福祉施設基準省令第4条、第32条第8号)、附則第4条 認定こども園基準条例第8条、第10条、附則第3項、第5項 雇児発0808第1号 幼保連携型認定こども園基準の運用上の取扱い	・設備等の基準を満たしていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
			<p>&lt;幼稚園又は保育所からの移行に係る園舎及び園庭の特例&gt;</p> <p>(ア) 平成27年4月1日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当分の間、次により算定した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭…監査内容2(1)アにより算定した面積と、2(2)で算定した面積を合算した面積</li> </ul> <p>(イ) 平成27年4月1日の前日において保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当分の間、次により算定した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎…満3歳以上の園児数に応じ、監査内容1(2)に掲げる規定により算定した面積と、満3歳未満の園児数に応じ、1(2)により算定した面積を合算した面積</li> <li>・園庭…監査内容2(1)イにより算定した面積と2(2)により算定した面積を合算した面積</li> </ul> <p>(ウ) 上記(ア)又は(イ)に該当する幼保連携型認定こども園は、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児が安全に移動できる場所であること。</li> <li>・園児が安全に利用できる場所であること。</li> <li>・園児が日常的に利用できる場所であること。</li> <li>・教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</li> </ul> <p>&lt;分園に係る園庭の特例&gt;</p> <p>園庭については、当該分園と同一の敷地内又は隣接する位置に設けることが原則であるが、当分の間、地域の実情に応じて特に必要があると認められる場合には、園児が安全に移動できる場所にある本園の園庭であって、園児の日常的な利用及び教育・保育の適切な提供が可能なものを必要面積に算入することができる(この場合、本園の園庭は、本園及び分園の園児数・学級数の合計に対応した面積を有する必要がある。)</p>			

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
			<p>3 次に掲げる設備の面積は、それぞれに定める面積以上であること。</p> <p>(1) 乳児室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>&lt;幼稚園からの移行に係る設備面積等の特例&gt;</p> <p>平成27年4月1日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当分の間、設備の面積は、監査内容3(1)及び(2)に掲げる設備について、それぞれに定める面積以上とする。</p> <p>4 園舎には次に掲げる必要な設備を備えていること。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>(1) 職員室</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室 ※1</p> <p>(3) 保育室 ※2</p> <p>(4) 遊戯室</p> <p>(5) 保健室</p> <p>(6) 調理室 ※3</p> <p>(7) 調乳室 ※1</p> <p>(8) 沐浴室 ※1</p> <p>(9) 便所</p> <p>(10) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ※4</p> <p>※1 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。</p> <p>※2 満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下っていないこと。</p> <p>※3 園内調理で食事提供される園児数が20人に満たない場合は、調理室を備えないことができるが、食事の提供を行うために必要な調理設備を備えること。</p> <p>※4 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えること。</p> <p>&lt;他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの基準&gt;</p> <p>運営上必要と認められる場合は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調乳室、沐浴室又は便所以外の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。</p> <p>ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であってその行う保育に支障がない場合はこの限りでない。</p>			

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	20 設備等変更時の届出状況	幼保	<p>&lt;幼稚園からの移行及び分園に係る調理室等の特例&gt;  次の(ア)又は(イ)の方法による場合は、調理員を置かないこと及び調理室を設けないことができる。この場合においても、当該分園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(ア) 平成27年4月1日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、認定こども園基準条例附則第3項(1)から(5)に掲げる要件を満たす場合に限り、満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する食事の提供について、園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(イ) 分園において、保育を必要とする子どもに対する食事の提供は、原則、分園内で調理する方法により行わなければならないが、近接した本園から迅速かつ安全に搬入できる場合には、当該本園において調理し搬入する方法により食事を提供することができる。なお、満3歳以上の子どもについては、幼保連携型認定こども園基準省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準省令第32条の2各号に掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入の方法により提供することができる。</p> <p>&lt;設置階に係る基準&gt;  乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を2階に設ける場合は、幼保連携型認定こども園省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設基準省令第32条第8号イ、ロ及びへを、3階以上に設ける場合は、同号ロからチまでを遵守していること。  この場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育の用に供していること。</p> <p>5 4に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。  (1) 放送聴取設備  (2) 映写設備  (3) 水遊び場  (4) 園児清浄用設備  (5) 図書室  (6) 会議室</p> <p>6 学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えているとともに、常に改善し、補充していること。</p> <p>設備等を変更する場合は、あらかじめ変更届を市長に提出していること。</p>	認定こども園法施行規則第15条第2項	・変更届が提出されていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 掲示	21 既存分園の取扱状況	幼保	学校教育法第4条の2又は学校教育法施行令第27条の2により設置の届出がされた分園を有する幼保連携型認定こども園や、保育所分園を有する保育所・保育園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行した場合で、これらの分園を引き続き幼保連携型認定こども園の分園として取り扱う場合は、以下の要件を満たしていること。なお、この場合においても、新たに幼保連携型認定こども園の分園を設置する場合に適用される基準に適合するよう努めていること。 1 教育・保育の適切な提供が可能であること。 2 子どもの移動時の安全が確保されていること。 3 それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備を有していること。	雇児発0808第1号	・要件を満たしていない。	B
	22 幼保連携型認定こども園である旨の掲示	幼保	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示していること。	幼保連携型認定こども園基準省令第11条	・掲示していない。	C
	23 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(以下、園則という)の整備状況	幼保	園則を整備し、変更しようとするときは、あらかじめ、相模原市長に届け出ていること。 また、園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載していること。 1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 4 利用定員及び職員組織に関する事項 5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 6 保育料その他の費用徴収に関する事項 7 その他施設の管理についての重要事項	認定こども園法施行規則第15条、第16条	・園則を整備していない。 ・園則の変更について、あらかじめ市長に届け出していない。 ・園則の内容に一部不備がある。	C B B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 秘密保持	24 運営規程に関する適切な整備状況	特	次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という）を定めていること。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)提供する特定教育・保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定教育・保育の提供を行う日(子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日 (5)教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員(3号認定子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。) (7)施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(特定教育・保育施設等運営基準府令第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。) (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項	特定教育・保育施設等運営基準府令第20条	・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていない(軽微な場合はB)。	B・C
	25 秘密保持等	共	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第1項、第2項 幼保連携型認定こども園基準省令第13条(準用児童福祉施設基準省令第14条の2)	・正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	26 情報提供に関する同意	共	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。			・元職員に対しても、秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。
		特	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第3項	・個人情報を外部機関に提供する際、文書により保護者から同意を得ていない(軽微な場合はB)。	B・C



項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 苦情解決	27 苦情処理に対する措置	共	提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第1項 幼保連携型認定こども園基準省令第13条（準用児童福祉施設基準省令第14条の3第1項）	・苦情処理に関する必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第2～5項	・苦情内容等を記録していない（軽微な場合はB）。	B・C
	特	提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていること。		・苦情に関して市が実施する事業へ協力していない。	C	
	特	提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていること。		・市への報告・提出・提示の命令、市からの質問若しくは検査に応じない。 ・苦情に関する調査への協力、市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C C	
	特	市からの求めがあった場合には、苦情の改善の内容を市に報告していること。		・苦情の内容を市に報告していない。	C	
9 設備等の衛生、安全	29 環境衛生検査の実施状況	幼保	学校環境衛生基準に基づき、教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等）、飲料水等の水質、園の清掃等について、毎学年定期的に、また必要があるときは臨時に、環境衛生検査を実施していること。	認定こども園法第27条（準用学校保健安全法第5条、第6条第2項） 認定こども園法施行規則第27条（準用学校保健安全法施行規則第1条、第2条） 学校環境衛生基準	・環境衛生検査を、定期的に実施していない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 非常災害対策 (1) 非常災害用設備等	30 非常災害設備設置及び点検の実施状況	幼保	消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けていること。 また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告していること。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 消防庁告示第9号	・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。	C B B
	(2) 非常災害に対する計画	幼保	児童福祉施設等が定めるべき非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。) [非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例] ・児童福祉施設等の立地条件(地形 等) ・災害に関する情報の入手方法(「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認 等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ・避難を開始する時期、判断基準(「高齢者等避難」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 水防法第15条の3第1項 土砂災害防止法第8条の2	・非常災害対策計画を作成していない。 ・地域の実情を鑑みた災害に対処できる内容になっていない等、非常災害対策計画が不十分。	B B
	32 避難確保計画の実施状況	幼保	(施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地し、要配慮者利用施設となっている場合) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時及び急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行っていること。	水防法第15条の3第5項 土砂災害防止法第8条の2第5項	・避難確保計画に定めるところにより、避難の確保のための訓練を行っていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 災害発生時の対応体制及び避難への備え	33 非常災害計画の内容等の職員間の共有状況	幼保	施設の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していること。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第4の2 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・災害発生時の対応方法を職員に周知していない。	B
	34 非常時の連絡・避難体制	幼保	日頃から保護者との密接な連携に努め、災害発生時の連絡体制や引渡し方法等について確認していること。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第4の2 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・保護者との連携体制を整備していない。	B
(4) 避難及び消火に対する訓練	35 避難及び消火訓練の実施状況	幼保	避難及び消火に対する訓練を年2回以上行っていること。避難訓練については、地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、地震等を想定した訓練を実施すること。	消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第10項、第11項 非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 消防訓練実施要綱 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・訓練を実施していない。 ・訓練内容が不十分である。	C B
				特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3の2(3) 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない。	B
11 防犯対策	36 防犯についての配慮状況	共	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。			

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 暴力団排除	37 暴力団排除条例の遵守状況	共	施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けていないこと。施設の長は、2と4に該当する者でないこと。	認定こども園基準条例第9条 相模原市暴力団排除条例 特定教育・保育施設等基準条例第4条	・暴力団等から支配的な影響を受けている。 ・施設長が暴力団員等である。	C
			1 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 2 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等 3 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 4 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの			C
13 職員処遇	38 手当等の支払い状況	幼保	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され適切に支払われていること。	労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等手当を支給していない。 ・各種手当が規定されていない。	B B
		幼保	時間外又は休日に労働をさせる場合は、労働基準法第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出していること。	労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B
	幼保	賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労働基準法第24条の労使の協定を締結していること。	労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。	B	
	幼保	職員の確保・定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。	幼保連携型認定こども園指導監査通知3(1)⑤	・職員の確保・定着化について積極的に取り組んでいない。	B	
14 内容及び 手続の説明及び同意	42 重要事項説明及び利用申込者の同意	特	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第5条第1項	・重要事項を記した文書の交付及び説明と利用者申込者の同意を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第23条	・施設の見えやすい場所に、施設に係る重要事項等の掲示を行っていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
15 入所支援	44 あっせん、調整及び要請に対する協力	特	当該特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第7条第1項	・市が行うあっせん及び要請に対し、協力していない。	C
		特	2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第7条第2項	・市の調整及び要請に対し、協力していない。	C
	45 教育・保育提供困難時の対応	特	利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第6条第5項	・適切な措置を速やかに講じていない。	C
	46 支給認定申請の援助	特	教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第9条	・速やかに申請が行われるよう援助していない。	C
特		また、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていること。 ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。		・支給認定変更の認定申請があった場合、原則有効期間満了日の30日前までに行えるよう必要な援助をしていない。	C	
16 利益供与等の禁止	47 利益供与等の禁止	特	教育・保育施設等の職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第29条	・教育・保育の対象家庭へ施設紹介する対償として、利益を供与している。	C
		特	教育・保育施設等の職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないこと。  ※教育保育施設等の職員：利用者支援事業、その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員		・教育・保育対象家庭へ施設を紹介する対償として、利益を収受している。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
17 記録の整備	48 記録の整備	共	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第34条第1項 労働基準法第109条、 附則第143条	・職員・設備及び会計に関する諸記録を整備していない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していること。 (1)特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2)特定教育・保育施設等運営基準府令第12条に規定する特定教育・保育の提供の記録 (3)特定教育・保育施設等運営基準府令第19条に規定する市への通知に係る記録 (4)特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5)特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定教育・保育施設等運営基準府令第34条第2項、(第12条、第19条、第30条、第32条)	・特定教育・保育の提供に関する記録を整備し5年間保存していない(軽微な場合はB)。	B・C
18 その他	49 その他	共	施設運営に関し、不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある(軽微な場合はB)。	B・C

相模原市指導監査基準  
幼保連携型認定こども園編  
～ 利用者処遇 ～

令和5年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 総則	1 一般原則	特	特定教育・保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものであること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第1項	・良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第2項	・子どもの意思、人格を尊重し、常に子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第3項	・地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、教育・保育の提供に関する機関、団体等との密接な連携に努めていない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第4項	・子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めていない(軽微な場合はB)。	B・C



項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 教育及び保育の基本	2 特定教育・保育の取扱方針	特	幼保連携型認定こども園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号	・指針に基づき、適切に特定教育・保育の提供を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
	3 教育及び保育の基本	共	次に示す事項を重視して教育及び保育を行っていること。 1 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。 2 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。 3 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。 4 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1の1(1)～(4)	・必要な事項を重視して教育及び保育を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
3 教育及び保育の実施	4 教育及び保育の実施状況	幼保	子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び保育を行っていること。 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 6 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。	認定こども園法第9条 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1の3(1)	・目標を達成するよう教育及び保育を行っていない。	B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
			<p><b>【資質・能力を一体的に育むための取組み】</b>  幼保連携型認定こども園においては、生きる力の基礎を育むため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1の1に示す幼保連携型認定こども園の教育及び保育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな体験を通して、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」</li> <li>2 気付いたことや、できるようになったことなどを使い考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」</li> <li>3 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」</li> </ol> <p><b>【「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導状況】</b>  次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている園児の幼保連携型認定こども園修了時の具体的な姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康な心と体</li> <li>2 自立心</li> <li>3 協同性</li> <li>4 道徳性・規範意識の芽生え</li> <li>5 社会生活との関わり</li> <li>6 思考力の芽生え</li> <li>7 自然との関わり・生命尊重</li> <li>8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚</li> <li>9 言葉による伝え合い</li> <li>10 豊かな感性と表現</li> </ol>			

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 指導計画の作成状況 (1) 全体的な計画の作成	5 全体的な計画の作成状況	共	<p>各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法及び認定こども園法その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成していること。</p> <p>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画とは、教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画であること。</p> <p>各幼保連携型認定こども園においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の1</p>	<p>・教育・保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成していない(軽微な場合はB)。</p>	B・C
(2) 長期的な指導計画、短期的な指導計画の作成	6 指導計画の作成状況	共	<p>1 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成していること。</p> <p>2 指導計画の作成に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。</p> <p><b>【乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容】</b></p> <p>1 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」</p> <p>2 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」</p> <p>3 精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」</p> <p><b>【1歳以上の園児の保育に関するねらい及び内容】</b></p> <p>1 心身の健康に関する領域「健康」</p> <p>2 人との関わりに関する領域「人間関係」</p> <p>3 身近な環境との関わりに関する領域「環境」</p> <p>4 言葉の獲得に関する領域「言葉」</p> <p>5 感性と表現に関する領域「表現」</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章第1、第2、第3</p>	<p>・指導計画を作成していない。</p> <p>・指導計画の作成に当たって、必要な事項を考慮していない。</p>	C B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
			<p><b>【資質・能力を一体的に育むための取組み】</b>  幼保連携型認定こども園においては、生きる力の基礎を育むため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第1の1に示す幼保連携型認定こども園の教育及び保育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな体験を通して、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」</li> <li>2 気付いたことや、できるようになったことなどを使い考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」</li> <li>3 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」</li> </ol> <p><b>【「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導状況】</b>  次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている園児の幼保連携型認定こども園修了時の具体的な姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康な心と体</li> <li>2 自立心</li> <li>3 協同性</li> <li>4 道徳性・規範意識の芽生え</li> <li>5 社会生活との関わり</li> <li>6 思考力の芽生え</li> <li>7 自然との関わり・生命尊重</li> <li>8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚</li> <li>9 言葉による伝え合い</li> <li>10 豊かな感性と表現</li> </ol> <p><b>【指導計画を作成する際に特に配慮すべき事項】</b>  園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際には、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 満3歳未満の園児については、園児一人一人の成育歴、心身の発達、活動の実態に即して、個別的な計画を作成すること。</li> <li>2 満3歳以上の園児については、個の成長と園児相互の関係や共同的な活動が促されるようにすること。</li> <li>3 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の家庭などを把握し、適切な指導や環境が構成できるようにすること。</li> </ol>	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第3の4(2)</p>		

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
			<p>3 生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。</p> <p>(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。</p> <p>イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。</p> <p>ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにすること。</p> <p>エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。</p>			
	7 特別な配慮を必要とする園児への指導状況	共	<p>1 園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容は、その園児の心身の状況に適合するように課していること。</p> <p>2 障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行っていること。</p> <p>3 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の園児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行っていること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園基準省令第12条(準用学校教育法施行規則第54条)</p> <p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の3(1)(2)</p>	<p>・適合するように課していない。</p> <p>・障害のある園児などへの指導を適切に行っていない。</p> <p>・海外から帰国した園児等が園生活に適応できるよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
	8 指導計画に基づく特定教育・保育の実施状況	共	<p>園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っていること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2(2)</p>	<p>・指導計画に基づく教育・保育の内容の見直しを行い、改善を図っていない。</p>	<p>B</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	9 小学校との連携	特	特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第11条	・小学校等地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との情報提供、密接な連携に努めていない(軽微な場合はB)。	B・C
	10 指導要録の作成と送付状況	幼保	園児の学習及び健康の状況を記録する指導要録を作成していること。 1 園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付していること。 2 園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し(転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録(学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。)の写しを含む。)を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付していること。 3 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間としていること。 4 認定こども園法施行令第8条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、3に規定する保存期間から当該幼保連携型認定こども園においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間としていること。	認定こども園法施行規則第30条 認定こども園法施行令第8条 学校教育法施行令第31条 幼保連携型認定こども園園児指導要録通知	・指導要録を作成し、抄本又は写しを小学校等に送付していない(軽微な場合はB)。  ・作成や保管に当たって適切に取り扱っていない(軽微な場合はB)。	B・C  B・C
5 出席簿の作成	11 出席簿の作成状況	幼保	園児について出席簿を作成していること。	認定こども園法施行規則第26条(準用学校教育法施行規則第25条)	・出席簿を作成していない(軽微な場合はB)。	B・C
6 教育・保育の提供の記録	12 教育・保育の提供の記録	特	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第12条	・教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 健康及び安全	13 学校保健計画の作成状況	幼保	認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第5条の学校保健計画を作成する際は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていること。	認定こども園法第27条(準用学校保健安全法第5条) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の2(1)	・保健計画に基づいて、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていない。	B
	14 園児の心身状態の把握状況	共	園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第10条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の1(1)	・定期的・継続的に園児の健康状態及び発育・発達の状況を把握していない(軽微な場合はB)。	B・C
	15 環境等の把握	特	特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第10条	・教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていない(軽微な場合はB)。	B・C
	16 緊急時等の対応	特	職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第18条	・子どもの緊急時の対応について、必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 事故防止 及び対策	17 定期健康診断の実施状況	幼保	1 健康診断は、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月30日までに 行うものとする。)ことを原則とする。ただし、疾病その他止むを得 ない 事由によって当該期日に健康診断を受診できなかった園児に対 しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うこと。 2 健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い又は治療を指示し、 並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置を行って教育及び保育に 活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用 できるようにしていること。	認定こども園法第27 条(準用学校保健安 全法13条、14条)  認定こども園法施行 規則第27条(準用学 校保健安全法施行規 則第5条第1項)  幼保連携型認定こど も園教育・保育要領 第3章第1の1(1)、 2(2)	・定期的に健康診断 を実施していない又 はその結果を教育及 び保育に活用せず若 しくは保護者が日常 生活に活用できるよ うにしている(軽微 な場合はB)。	B・C
	18 不適切な養育の兆候が 見られる場合や、虐待が 疑われる場合の対応状況	共	園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合 には、市や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応 を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童 相談所に通告し、適切な対応を図ること。	児童福祉法第25条  児童虐待の防止等 に関する法律第5条、 第6条  特定教育・保育施設 等運営基準府令第15 条第1項第1号  幼保連携型認定こど も園教育・保育要領 第3章第1の1(3)	・不適切な養育の兆 候が見られる場合 や、児童虐待が疑わ れる園児への対応を 適切に行っていない (軽微な場合はB)。	B・C
	19 事故発生の防止及び発生 時の対応	幼保	1 園児等の安全の確保を図るため、施設の実情に応じて、危険等発生 時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定 めた対処要領を作成していること。 2 危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危 険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講じて いること。	認定こども園法第27 条(準用学校保健安 全法第29条)	・危険等発生時対処 要領を作成していな い(軽微な場合はB)。 ・必要な措置を講じ ていない(軽微な場 合はB)。	B・C  B・C



項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	20 安全計画の作成等	幼保	<p>1 園児の安全確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 1の安全点検は他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</p> <p>3 2の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全を図らなければならない。</p>	<p>認定こども法第27条(準用学校保健安全法第27条)</p> <p>認定こども園法施行規則第27条(準用学校保健安全法施行規則第28条、29条)</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3の2</p>	<p>・安全計画を策定していない。</p> <p>・研修や訓練を実施していない(軽微な場合はB)。</p> <p>・毎学期1回以上施設、設備の安全点検を行っていない。</p> <p>・日常的な点検を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B・C</p> <p>B</p> <p>B</p>
	21 事故防止及び安全対策	共	<p>次の事項について、遵守していること。</p> <p>(1) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>(2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(3) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施すること。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。更に、園児の精神保健面における対応に留意すること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3の2</p> <p>事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</p> <p>プール活動等事故防止通知 事故防止通知</p>	<p>・遵守出来ていない(軽微な場合はB)。</p> <p>・全職員の共通理解や体制づくりを図っていない。</p> <p>・家庭や地域と協力していない。</p> <p>・事故防止の取り組みを行う際に必要な対策を講じていない(軽微な場合はB)。</p>	<p>B・C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B・C</p>

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	22 自動車を運行する場合の所在の確認	幼保	<p>1 園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認していること。</p> <p>2 通園を目的とした自動車(運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(園児の自動車からの降車の際に限る。)を行っていること。</p> <p>(経過措置)ブザー等を備えることにつき困難な事情があるときは、和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて園児の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて園児の所在の確認を行わなければならない。</p>	<p>認定こども園法施行規則第27条(準用学校保健安全法施行規則第29条の2)</p> <p>認定こども園法施行規則附則(経過措置)</p>	<p>・点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認していない(軽微な場合はB)。</p> <p>・自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えておらず、ブザー等の措置に代わる措置も講じていない。</p>	B・C  C
	23 乳幼児突然死症候群の防止対策の状況	特	<p>乳児の窒息リスクの除去を睡眠前及び睡眠中に行っていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仰向けに寝かせていること。</li> <li>・一人にしていないこと。</li> <li>・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用していないこと。</li> <li>・ヒモ又はヒモ状のものを乳児のそばに置いていないこと。</li> <li>・口の中に異物、ミルク、食べたもの、嘔吐物等がないか確認していること。</li> <li>・子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・寝かせ方、睡眠状態を点検していること。</li> </ul> <p>睡眠中の事故防止の注意事項として、1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p>	<p>事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</p> <p>重大事故防止策を考える有識者会議注意喚起</p>	<p>・乳幼児突然死症候群の予防対策を適切に行っていない(軽微な場合はB)。</p>	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 疾病等への対応	24 感染症やその他の疾病の予防対策	共	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めていること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号  幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の3(2)	・感染症やその他の疾病の予防対策を適切に行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
	25 疾病等の事態への備え	共	園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号  幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の3(4)	・疾病等の事態に備えて適切な対応を行っていない。	B
	26 給食関係者等の検便の実施状況	幼保	調理・調乳に従事する職員について、雇入れの際又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行っていること。並びに月に1回以上の検便を実施していること。なお、検便結果には腸管出血性大腸菌O157の検査を含めていること。	衛生管理通知及び別添大量調理施設衛生管理マニュアル  児童福祉施設等における衛生管理等について  労働安全衛生規則第47条	・検査を実施していない(軽微な場合はB)。 ・検査結果を確認していない(軽微な場合はB)。 ・陽性と判定された者が陰性確認前に業務に従事している。 ・新しく従事する際に検査結果を確認せずに従事している。	B・C B・C C C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 食育の推進	27 食育計画の作成状況	共	<p>食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めていること。</p> <p>1 食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標としていること。</p> <p>2 園児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。</p> <p>3 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めていること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2の1、2、3</p>	<p>・食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めていない。</p>	B
		共	<p>園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等との関わりや、調理室など食に関する環境に配慮していること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2の4</p>	<p>・食育の環境整備に配慮していない。</p>	B
	28 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児等への食事に関する対応状況	共	<p>体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応していること。</p> <p>子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、児童福祉施設における食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。</p> <p>また、子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難である場合なども踏まえ、施設内の職員は、生活管理指導表等を活用して、状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っていること。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該幼保連携型認定こども園の体制構築など、安全な環境の整備を行っていること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2の6</p> <p>食事提供に関する援助及び指導通知</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・指導要領第3章第1の3(3)</p>	<p>・体調不良、食物アレルギー、障害のある園児等への対応を適切に行っていない(軽微な場合はB)。</p> <p>・生活管理指導表等を活用するなどして子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築していない(軽微な場合はB)。</p> <p>・保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づいた、適切な対応を行っていない(軽微な場合はB)。</p> <p>・関係機関と連携していない(軽微な場合はB)。</p>	B・C B・C B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 適切な給食の提供	29 給食の提供状況	幼保	給食の提供は次のとおり、適切に行っていること。 1 保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該施設内で調理していること。 2 献立は、できる限り変化に富み、保育を必要とする子どもに該当する園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであること。 3 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに保育を必要とする子どもに該当する園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っていること。 5 園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。	幼保連携型認定こども園基準省令第13条(準用児童福祉施設基準省令第11条)	・給食の提供を適切に行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
	30 調理業務の委託状況	幼保	調理業務の委託を行う場合は、施設内の調理室を使用して調理させていること(認定こども園基準条例附則第3項の幼保連携型認定こども園の設置に係る特例による場合を除く)。	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等についてⅢの1	・施設内の調理室を使用していない。	C
	31 受託業者への指導体制	幼保	施設や保健所、市等の栄養教諭その他の栄養士により、衛生面及び献立等について栄養面や食育の観点等での指導を受けられるような体制にあるなど必要な配慮を行っていること。こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできない。	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等についてⅢの2	・栄養教諭等から指導を受けられる体制にないなど配慮が不十分。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	32 施設が行う業務の実施状況	幼保	<p>施設は次に掲げる業務を自ら実施していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受託事業者に対して、施設における給食の意義・重要性を認識させること。</li> <li>2 園児の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。</li> <li>3 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。</li> <li>4 毎回、あらかじめ責任者を定めて、園児の摂食前までに検食を行うこと。また、異常があった場合には、給食を中止すること。</li> <li>5 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。</li> <li>6 調理業務の衛生的な取扱い、材料の購入その他契約の履行状況を確認すること。</li> <li>7 随時園児の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。</li> <li>8 園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事の提供が行えるように、受託業者と連携すること。</li> <li>9 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所園児及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。</li> </ol>	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等についてⅢの3	・施設が行う業務を実施していない(軽微な場合はB)。	B・C
	33 受託業者の状況	幼保	<p>受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設における給食の趣旨を十分認識し、適正な食材を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うことができ、かつ衛生管理体制の確立等により安全性の高い品質管理に努めた食事を提供できる能力を有する者であること。</li> <li>2 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められる者であること。</li> <li>3 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されていること。</li> <li>4 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有すること。</li> <li>5 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。</li> <li>6 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。</li> <li>7 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わない者であること。</li> </ol>	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等についてⅢの4	・受託要件を満たしていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 子育て支援	34 委託契約内容	幼保	<p>契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交していること。</p> <p>なお、その契約書には、監査事項33の監査内容1、4、5及び6に係る事項並びに次に掲げる事項が明確になっていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができるのと同時に、その結果、改善の必要があると認める場合には、施設は、必要な指導・助言を行うことができること。</li> <li>2 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において契約を解除できること。</li> <li>3 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。</li> <li>4 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し損害賠償を行うこと。</li> </ol>	<p>幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等についてⅢの5</p>	<p>・契約内容が要件を満たしていない(軽微な場合はB)。</p>	B・C
	35 園児の保護者に対する子育ての支援の内容	共	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通して、保護者との相互理解を図るよう努めていること。</li> <li>2 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながるきっかけとなる。これらのことから、保護者の参加を促すとともに、参加しやすいよう工夫していること。</li> <li>3 保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮していること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるよう工夫していること。</li> <li>4 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した教育及び保育の需要に応じて病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努め、園児の生活の連続性を考慮していること。</li> </ol>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号</p> <p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第2の1、2、3、4</p>	<p>・園児の保護者に対する子育ての支援を行うよう努めていない。</p>	B
	36 保護者との相談及び援助	特	<p>常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。</p>	<p>特定教育・保育施設等運営基準府令第17条</p>	<p>・子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助行っていない(軽微な場合はB)。</p>	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 児童処遇の原則	37 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援状況	共	1 認定子ども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定子ども園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して当地域において必要と認められるものを適切に実施していること。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにしていること。 2 地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めていること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第1号  幼保連携型認定子ども園教育・保育要領第4章第3の1、2	・地域における子育て支援を行うよう努めていない。	B
	38 地域との連携	特	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第31条	・家庭や地域社会との連携に努めていない。	B
	39 教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	共	特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	幼保連携型認定子ども園基準省令第13条(準用児童福祉施設基準省令第9条) 特定教育・保育施設等運営基準府令第24条	・人格を尊重して運営していない。	C
	40 虐待等の禁止	共	職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。  【児童福祉法第33条の10】 (1) 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) わいせつな行為をすること又は入所児童等をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4) 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	幼保連携型認定子ども園基準省令第13条(準用児童福祉施設基準省令第9条の2)  児童福祉法第33条の10  特定教育・保育施設等運営基準府令第25条	・園児の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C



項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 職員の知識及び技能の向上等	41 研修の実施状況	幼保	職員は常に自己研鑽に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努め、施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	幼保連携型認定こども園基準省令第13条(準用児童福祉施設基準省令第7条の2)	・職員に対し、研修の機会を確保していない。	C
15 情報の提供	42 情報の提供等	特	利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第28条	・利用しようとする保護者に対し、適切に特定地域型保育事業所を選択できるよう、保育内容の情報提供に努めていない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないこと。		・施設について広告を内容が虚偽又は誇大となっている(軽微な場合はB)。	B・C
16 特定教育・保育に関する評価等	43 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	特	自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第16条第1項	・自ら提供する特定教育・保育の質の評価の実施、改善を図っていない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第16条第2項	・定期的に支給認定保護者その他特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受け、その結果を公表し、改善を図るよう努めていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
17 運営の状況に関する評価	44 運営状況に関する評価及び結果の公表状況	幼保	<p>教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行い、運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めていること。評価の方法は以下のとおりとしていること。</p> <p>1 幼保連携型認定こども園の設置者は、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表していること。評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行っていること。</p> <p>2 設置者は、1の評価の結果を踏まえた園児の保護者やその他の施設の関係者(当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めていること。</p> <p>3 設置者は、教育及び保育等の状況その他について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めていること。</p>	<p>認定こども法第23条</p> <p>認定こども園法施行規則第23条、24条、第25条</p>	<p>・評価を行い、運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めていない(軽微な場合はB)。</p>	B・C
18 その他	45 その他	共	利用者処遇に関し、不適切な事項がないこと。		<p>・不適切な事項がある(軽微な場合はB)。</p>	B・C
※ 周知事項 ※						
	業務継続計画の策定等	幼保	<p>(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下業務継続計画という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。</p> <p>(2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。</p> <p>(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。</p>	<p>幼保連携型認定こども園基準省令第13条第1項(準用児童福祉施設基準省令第9条の3)</p>		-

相模原市指導監査基準  
幼保連携型認定こども園編  
～ 会 計 ～

令和5年度版

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
1 会計の区分	1 会計の区分	特	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第33条	・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C
2 利用者負担額等の受領	2 利用者負担額等の受領	特	特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けている。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第3項	・適切な金額で設定していない。	C
	3 便宜に要する費用の受領	特	<p>特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を教育・保育給付認定保護者から受けていないこと。</p> <p>(1)日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2)特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3)食事の提供に要する費用のうち、次に掲げるものを除く費用  ア 年収概ね360万円未満の世帯に対する副食費  イ 第3子以上等の場合の副食費  ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4)特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第4項	・便宜に要する費用について(1)～(5)以外の費用の支給を受けている。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	4 領収証の交付	特	監査事項2及び3(1)～(5)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第5項	・費用の支払いに対し、領収証を交付していない(軽微な場合はB)。	B・C
	5 書面での説明及び文書による同意の徴収	特	監査事項2及び3(1)～(5)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていること。 ※ただし、監査事項3(1)～(5)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第6項	・用途・額・理由について書面で明らかにするとともに、ただし文を除き文書による同意を得ていない(軽微な場合はB)。	B・C
	3 施設型給付等の額に係る通知等	6 施設型給付費の額に係る通知	特	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(子ども・子育て支援法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第14条	・法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、教育・保育給付認定保護者に対し通知していない。
4 利用者に関する市への通知	7 不正受給に関する通知	特	特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第19条	・不正受給について、遅延なく、意見を付してその旨を市に通知していない。	C
5 公定価格 I 基本部分	8 基本分単価 基本分単価に含まれる職員構成	特 (教・保)	基本分単価に含まれる職員構成を充足していること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑤、4⑥ 相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例	・職員構成を充足していない(充足していない事を保育課に報告済の場合はB)。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
		<p>(ア) 保育教諭等  基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下の i と ii を合計した数であること。</p> <p>i 年齢別配置基準（※）  4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人</p> <p>（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。）。</p> <p>（注2）ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児（保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。  ・教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者  ・2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者</p>			

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
		<p>(注3) 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。</p> <p>&lt;算式&gt;  <math>\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\}</math>            =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>ii その他 (※)            a 保育認定子どもに係る利用定員 90人以下の施設については1人            b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 (注1)            c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人 (うち1人は非常勤講師等でも可とする) (注2)</p> <p>(注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。            (注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>(※) 保育教諭等には幼保連携型認定こども園設備運営基準附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。</p> <p>(イ) その他            i 園長 (施設長)            ii 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員 40人以下の施設は1人、41人以上 150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人 (うち1人は非常勤)</p>			

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
II 基本加算部分	9 副園長・教頭配置加算	特(教)	<p>iii 事務職員及び非常勤事務職員</p> <p>(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 (注) 非常勤事務職員については、1人分の費用(教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。)及び週2日分の費用を算定。</p> <p>iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)</p> <p>園長(施設長)以外の教員として、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置していること。</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑦	・加算の要件を満たしていない。	C
	10 学級編制調整加配加算	特(教)	<p>i 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定子ども園法」という。)第14条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。</p> <p>ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定子ども園法施行規則」という。)第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則(昭和25年文部省令第11号)第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。</p> <p>iii 当該施設に常時勤務する者であること。</p> <p>iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定子ども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。</p> <p>全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、監査事項8の(ア) i の年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育(2号)認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下となっていること。</p>			



項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	11 3歳児配置改善加算	特 (教・保)	<p>監査事項8の(ア) i の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施していること。</p> <p>&lt;算式&gt;  <math>\{4歳以上児数 \times 1/30</math> (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) <math>\} + \{3歳児及び満3歳児数 \times 1/15</math> (同) <math>\} + \{1、2歳児数</math> (保育認定を受けた子どもに限る。) <math>\times 1/6</math> (同) <math>\} + \{乳児数 \times 1/3</math> (同) <math>\} =</math> 配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑨、4⑧	・加算の要件を満たしていない。	C
	12 満3歳児対応加配加算	特 (教)	<p>(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合  監査事項8の(ア) i の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人 (満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人) としていること。  &lt;算式&gt; <math>\{4歳以上児数 \times 1/30</math> (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) <math>\} + \{3歳児数</math> (満3歳児を除く) <math>\times 1/20</math> (同) <math>\} + \{満3歳児 \times 1/6</math> (同) <math>\} =</math> 配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)</p> <p>(イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合  監査事項8の(ア) i の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人 (満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人) としていること。  &lt;算式&gt; <math>\{4歳以上児数 \times 1/30</math> (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て)) <math>\} + \{3歳児数</math> (満3歳児を除く) <math>\times 1/15</math> (同) <math>\} + \{満3歳児 \times 1/6</math> (同) <math>\} =</math> 配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑩、⑪	・加算の要件を満たしていない。	C
	13 講師配置加算	特 (教)	<p>基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師 (幼稚園教諭免許状を有し、教諭等の発令を受けている者) を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上となっていること。</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑪	・加算の要件を満たしていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	14 チーム保育加配加算	<p>特 (教・ 保)</p> <p>基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、3歳以上子ども（認定こども園全体の教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども（4歳以上児及び3歳児に限る。）をいう。以下同じ。）に対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施していること。</p> <p>なお、本加算の算定上の「加配人数」は、3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数（注1）の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数（注2）としていること。</p> <p>（注1）3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数 45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、301人以上450人以下：6人、451人以上：8人</p> <p>（注2）「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。1 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人未満の場合小数点第1位を四捨五入した員数とする。 （例）2.3人の場合、2人 2 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人以上の場合小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 （例）3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人</p>	<p>特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑫、4⑪</p>	<p>・加算の要件を満たしていない。</p>	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
Ⅲ 加減調整部分	15 副食費徴収免除加算	特 (教)	<p>利用子どもの全てに副食の全てを提供する日（以下「給食実施日」という。）（注1）があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども（注2）に副食の全てを提供する日があること。</p> <p>（注1）副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。</p> <p>（注2）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市から通知がされた子どもとする。</p> <p>1 特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する教育標準時間認定子ども</p> <p>2 特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育標準時間認定子ども</p> <p>3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育標準時間認定子ども</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑩	・提供できる体制がとれなくなった場合に、修正減額をしていない。	C
	16 土曜日に閉所する場合	特 (保)	<p>施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合は保育課に連絡し、加減調整していること。</p> <p>また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。</p> <p>なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙4⑩	・閉所する日があった場合に加減調整されていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	17 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	特(教)	<p>以下の要件を満たしていない場合に加減調整していること。</p> <p>(要件) 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための監査事項8の(ア) ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。 また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。））。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。））。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑰、4⑱	・教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させていない場合に加減調整されていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
		<p>iv 障害児（軽度障害児を含む。）（注）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）  （注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）  (ア) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。  (イ) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。  (ウ) 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること（継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。）。</p> <p>特  (保) 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための監査事項8の（ア） ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。  また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p>		<p>・教育・保育計画の立案等の業務に専任させていない場合に加減調整されていない。</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	18 年齢別配置基準を下回る場合	<p>ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） ただし、令和4年度に当該要件を満たしていた期間がある施設については、乳児の利用が2人以下であっても、乳児が3人以上利用できる体制を維持している場合には、令和4年度に当該要件を満たしていた月と同じ月について、令和5年度に限り当該要件を満たすものとみなす。</p> <p>v 障害児（軽度障害児を含む。）（注）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） （注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>施設に配置する保育教諭等の数が、監査事項8の（ア）i 及び ii で定める保育教諭等の数（ii のcを除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。）を下回る場合に加減調整していること。</p>	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3⑱、4㉔	・年齢別配置基準を下回る場合に加減調整されていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
IV 特定加算部分	19 事務職員配置加算	特(教)	基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が91人以上である。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3②	・加算の要件を満たしていない。	C
	20 指導充実加配加算	特(教)	基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定(2号)子どもに係る利用定員が271人以上である。	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3③	・加算の要件を満たしていない。	C
	21 事務負担対応加配加算	特(教)	基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員(注)並びに事務職員配置加算(監査事項19)において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が271人以上である。 (注) 園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙3④	・加算の要件を満たしていない。	C
8 その他	22 その他	特	会計に関することで不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある(軽微な場合はB)。	B・C